

We pioneer motion

Guidance

WHISTLEBLOWING SYSTEM

目次

1	目的と範囲	3
2	通報チャンネル	4
3	通報カテゴリ	5
4	通報内容	6
5	内部通報後の手順	6
5.1	通報の提出	6
5.2	対面での面談	6
5.3	受理の確認	6
5.4	信憑性確認	7
5.5	内部調査の実施	7
5.6	グループ全体に影響を及ぼす可能性がある事案	8
5.7	内部調査の終了	8
5.8	是正措置	8
5.9	内部通報者へのフィードバック	9
6	内部通報者および影響を受ける関係者の保護	9
6.1	機密保持	9
6.2	報復の禁止	9
6.3	責任の免除	10
6.4	影響を受ける関係者の保護および権利	10
7	外部通報窓口	10

1 目的と範囲

本書は、Schaeffler グループの内部通報システムに関するガイダンスとして位置付けられています。Schaeffler グループは、**内部通報者**と呼ばれる個人が、Schaeffler、その従業員、またはサプライヤーなどの第三者に関連する**人権問題、環境問題、その他の非倫理的または違法な行為に関する懸念を含む、コンプライアンス違反**を報告できるように支援します。

Schaeffler の従業員であるか外部の人物であるかを問わず、不正行為を報告する者は、通報者と呼ばれます。

内部通報システムはすべての人に開かれており、通報内容が通報者に直接的または間接的に影響を及ぼすかどうかに関わらず、あらゆる報告を受け付けます。

Schaeffler は、世界各国の法令および規制を遵守し、Schaeffler グループ Code of Conduct¹ および Business Partner Code of Conduct² に記載された価値観を堅持します。

これらの取り組みを支援するため、Schaeffler は複数の通報チャンネルを備えた**中央内部通報システム**を設置しています。

報告内容は、国内法または内部通報者の希望によって別途指定がない限り、ドイツ、ヘルツォーゲンアウラハに所在する Schaeffler AG の Compliance Forensics & Investigations 部門によって処理されます。

本書は、内部通報者に次の情報を提供します。

- 利用可能な中央通報チャンネルおよび、各国の法律で義務付けられている場合の地域通報チャンネルに関する情報
- 人権や環境への懸念を含む、報告可能なコンプライアンス違反のカテゴリ
- 通報時に内部通報者が提供すべき具体的な情報
- 通報が行われた後に実施される手続き
- 内部通報者および関係者を保護するために講じられている措置

¹ [Code of Conduct | Schaeffler Germany](https://www.schaeffler.de/en/schaeffler-germany/group/code-of-conduct/)
(<https://www.schaeffler.de/en/schaeffler-germany/group/code-of-conduct/>)

² Schaeffler Business Partner Code of Conduct
(https://www.schaeffler.de/en/news_media/media_library/downloadcenter-detail-page.jsp?id=88048327#)

2 通報チャンネル

Schaeffler は、電子システム、電話、電子メール、郵便、および対面での通報など、内部通報者のための複数の中央通報チャンネルを提供しています。これらのチャンネルは、Schaeffler グループの従業員および社外の関係者の双方が利用できます。

	電子通報システム	SpeakUp (https://schaeffler.speakup.report/en-GB/speakup-line/home)
	グループ本社宛での電子メール	investigations@schaeffler.com
	電話 会社専用 アクセス PIN : 129150	ブラジル : 電話番号 : +55 11 4700 8838 言語 : ポルトガル語、英語 中国 : 電話番号 : +86 4001201842 言語 : 中国語、英語 シンガポール : 電話番号 : +65 6403 7051 言語 : 英語、マレー語、中国語、タミル語 ドイツ : 電話番号 : +49 800 181 8952 言語 : ドイツ語、英語 アメリカ合衆国 : 電話番号 : +1 669 288 7154 言語 : 英語、スペイン語 その他の国と言語 : https://schaeffler.speakup.report/en-GB/speakup-line/phone-numbers 国番号を入力する必要がある場合があります。
	グループ本社宛での郵送	Schaeffler AG Compliance Forensics & Investigations Industriestraße 1-3 91074 Herzogenaurach Germany
	対面の場合	Chief Compliance Officer Compliance & Corporate Security Industriestraße 1-3 91074 Herzogenaurach Germany compliance@schaeffler.com

補足：地域通報チャンネル

国の法令で義務付けられている場合には、各国の要件を確実に遵守するために、地域通報チャンネルを利用することができます。

地域の通報窓口が設けられている国では、電子通報システムが内部通報者に対し、中央通報と地域通報のいずれかを選択するよう案内します。

さらに、内部通報者は、現地規制に従って管理する地域コンプライアンス担当者に直接通報することもできます。

各国固有の要件（地域通報チャンネルを含む）の概要は、本書の末尾の付録に一覧として記載されています。

対面での通報を除き、本書に記載されている通報チャンネルは 24 時間 365 日利用可能であり、すべての言語に対応しています。

どの内部チャンネルを選択しても、すべての通報は Compliance Forensics & Investigations 部門が管理する中央電子通報システムに記録されます。

通報チャンネルに関する一般的なお問い合わせ、特に電子通報システムに関するご質問や、通報を行う前のご相談については、Compliance Forensics & Investigations 部門 (investigations@schaeffler.com) までご連絡いただくか、地域コンプライアンス担当者にお問い合わせください。

3 通報カテゴリ

内部通報者は、Schaeffler、その従業員、またはサプライヤーなどの第三者に関連する人権問題³、環境問題、その他の非倫理的または違法な行為に関する懸念を含む、**コンプライアンス違反**の可能性について通報することができます。

これには、Schaeffler の従業員または第三者（サプライヤーや顧客など）による、法令や規制に違反するおそれのあるあらゆる行為が含まれ、Schaeffler に法的な問題や罰金が発生する可能性があります。このような行為は、会社の資産を損なう、評判を傷つける、または Schaeffler の Code of Conduct やその他のポリシーに記載された価値観に反するおそれもあります。

給与、昇進、契約上の義務、業務プロセス、または職場規則に関して、従業員間や管理職との間で生じる個人的な不満や苦情は、一般的にコンプライアンス違反とはみなされません。

³たとえば、強制労働、児童労働、差別（ハラスメントを含む）、結社の自由、最低賃金などが挙げられます。詳細については、Schaeffler Code of Conduct (<https://www.schaeffler.de/en/schaeffler-germany/group/code-of-conduct/>) の第 4 章および第 5 章、または Schaeffler Business Partner Code of Conduct (https://www.schaeffler.de/en/news_media/media_library/downloadcenter-detail-page.jsp?id=88048327#) の第 3 章および第 4 章を参照してください。

4 通報内容

通報を効果的に処理するため、内部通報者は次のような詳細情報を提供する必要があります。

- インシデントの明確な説明（何が、いつ、どこで発生したのか）
- 目撃者、加害者、影響を受けた当事者など、関係者に関する情報
- 電子メール、写真、その他の記録など、通報を裏付ける証拠や文書
- 通報者が匿名を希望するか、または追跡調査のために連絡先情報を提供する意思があるか

電子通報システムでは、関連書類をアップロードできるほか、通報対応部門との暗号化された通信を行うための安全なメールボックスが提供されています。

5 内部通報後の手順

Compliance Forensics & Investigations 部門、または該当する場合には地域コンプライアンス担当者（以下、**通報対応部門**）が、通報の事前分析を実施します。

コンプライアンス違反の可能性が認められた場合、通報対応部門が調査を進めます。

調査の過程において、通報対応部門は他の社内部門と連携し、コンプライアンス違反の可能性に対処するために必要な支援および専門知識を収集します。これらの連携は、データ保護および内部通報者の保護に関する規制、ならびに「必要とする者のみに情報へのアクセスを許可し、不要な者によるアクセスを禁止する」という原則（Need-to-Know 原則）を厳格に遵守して行われます。

5.1 通報の提出

この手順は、通報者が Schaeffler の通報チャネルのいずれかを通じて通報を行った時点で開始されます。どの内部チャネルが使用された場合でも、通報対応部門は電子通報システムに通報内容を記録します。

5.2 対面での面談

内部通報者が対面での面談を希望する場合、通報対応部門は合理的な期間内に日程を調整し、申請から 14 日以内に面談が実施されるように手配します。

5.3 受理の確認

通報対応部門は、すべての通報を記録し、通報の提出から

7 日以内に

内部通報者へ受領の確認を行います。

電子通報チャネルを利用する場合、内部通報者は通報の受領確認を受け取るために、連絡先情報を提供するか、またはメールボックスを作成する必要があります。

5.4 信憑性確認

通報対応部門は、提出された情報を分析し、通報された事実がコンプライアンス違反を示すのに十分な具体性を有し、調査の実施が妥当であるかを判断します。

必要に応じて、通報対応部門は内部通報者に連絡し、当該通報に関する重要事項を確認するとともに、追加情報の提供を求めます。内部通報者には、照会事項に回答するための合理的な期間が付与されます。

通報対応部門は、次のいずれかに該当する場合、登録された通報をクローズすることがあります。

- 通報が対象範囲外である場合（例：Schaeffler およびそのサプライチェーンに関連しない場合）
- 明らかに根拠がない場合（すなわち、コンプライアンス違反の兆候が明確に認められない場合）
- 法的手段によって追加情報を入手できない場合

内部通報者が連絡先情報を提供している場合、通報対応部門はその旨を通報者に通知します。

事実関係からコンプライアンス違反の可能性が認められない場合であっても、さらなる対応が必要と判断されるときは、通報対応部門が内部通報者を適切な社内部門に案内します。また、内部通報者の同意があり、かつ連絡先情報が入手できる場合には、当該通報を直接その部門へ転送することがあります。

5.5 内部調査の実施

事前分析の結果、コンプライアンス違反の可能性が認められた場合、通報対応部門は独立した内部調査を開始します。

公平性を確保するため、特に利益相反が生じるおそれがある場合には、外部の専門家が調査を実施することがあります。

調査の目的は次のとおりです。

- 事実関係を明確に把握すること
- 違反を行った者およびそれを支援した者を特定すること
- 違反が発生した時期を特定すること
- Schaeffler および/または関与する個人に生じる可能性のある影響や損害を評価すること

Schaeffler では、調査を担当する者が、客観性を損なうおそれのある指示を受けることなく、独立して行動できるようにするための手順を整備しています。このような調査担当者は、十分な訓練を受けた専門家であり、直属の上司に対してのみ説明責任を負います。この独立性により、事実関係および法的状況を迅速かつ公正、かつ専門的に明確化することが可能となり、Need-to-Know 原則に基づき、通報内容が客観的に処理されることを保証します。

5.6 グループ全体に影響を及ぼす可能性がある事案

Schaeffler は、**グループ全体に影響を及ぼす**おそれがあると認められる通報について、Compliance Forensics & Investigations 部門が一元的に調査を実施する権限を有します。

この規定は、特に重大な実際の行為、またはその疑いのある行為に関する、次のような通報に適用されます。

- 積極的な腐敗行為および贈賄行為
- 独占禁止法違反
- マネーロンダリングまたはテロ資金供与行為
- 帳簿および記録、報告義務に対する体系的な違反
- データ保護法および関連規制に対する体系的な違反
- 輸出管理法に対する体系的な違反
- 人権法または環境法の重大な違反

申し立ての対象が Management Board（管理委員会）および/または地域もしくは事業部門の上級管理職である場合、または複数の法人が関与している場合にも、本規定が適用されます。

5.7 内部調査の終了

内部調査は、次のいずれかに該当する場合に終了します。

- コンプライアンス違反が十分に証明された場合
- 内部調査の結果、コンプライアンス違反が証明されなかった場合
- これ以上合理的な手段を講じても、申し立てられた事実関係を明確にできない場合

5.8 是正措置

通報に対して包括的な調査が実施された場合、Schaeffler はその影響およびリスクを評価し、最終的に必要な是正措置を決定します。このような是正措置には、懲戒処分、法的措置、財務上、またはその他の補償措置が含まれますが、これらに限定されません。また、特定されたリスクを軽減し、将来同様の違反を防止するために、業務プロセス上の不備を修正することも含まれます。

必要に応じて、Schaeffler は是正措置を遅滞なく実施します。

5.9 内部通報者へのフィードバック

フォローアップ報告

通報の受領を確認してから

3ヶ月以内に、

調査責任部門は内部通報者へフィードバックを提供します。ただし、国内法によりより短い期間が定められている場合は、その期間が適用されます。フィードバックには、データ保護法および関連規制に基づき、合理的かつ許容される範囲内で内部通報者に情報を提供することが含まれます。この期間内に内部調査が継続している場合、内部通報者に調査の進捗状況の概要が通知されます。

内部調査完了後のフィードバック

内部調査が開始された場合、調査完了時に、内部通報者には調査結果の概要および全体的な結論についてフィードバックが提供されます。この際も前述の原則が適用されます。

6 内部通報者および影響を受ける関係者の保護

Schaeffler は、内部通報者および内部調査に協力するすべての関係者を、不利益な扱いや報復から保護することを約束しています。この目的のために、Schaeffler は強固なプロセスおよび要件を整備しています。

これらの保護措置には、次の内容が含まれます。

6.1 機密保持

内部通報の報告を受領、処理、対応する者、またはこれらの行為を支援する者は、知り得た情報、特に内部通報者の身元に関して、厳格な守秘義務を遵守しなければなりません。Schaeffler が情報を開示する必要がある場合（個人の権利保護、勧告の実施、または法的義務の遵守などのため）、情報提供の対象者の数は最小限に抑え、当該者には守秘義務を周知しなければなりません（Need-to-Know 原則）。

Schaeffler が、法執行機関などの第三者に対して、内部通報者の身元を開示することを法的に求められた場合、Schaeffler は機密保持を保証できません。このような場合、法的または事実上の理由により通知が妨げられない限り、内部通報者にはその旨が通知されます。

6.2 報復の禁止

Schaeffler は、善意に基づく内部通報に対する報復として、内部通報者を脅したり、不利益を与えようとする試みを含む、あらゆる形態の報復行為を厳しく禁止しています。

この禁止に違反した場合、それ自体がコンプライアンス違反となり、内部調査および必要に応じて懲戒処分の対象となる可能性があります。

6.3 責任の免除

Schaeffler は、内部通報であれ外部通報であれ、善意に基づいて行われた通報について、内部通報者に法的責任を問うことはありません。また、これらの内部通報者や関係する第三者に対する、いかなる形態の報復、差別、または不利益な取り扱いも厳しく禁止しています。

このことは、内部通報者が情報を入手するために犯罪行為を行った場合には適用されません。

6.4 影響を受ける関係者の保護および権利

内部調査において、調査責任部門は、調査の対象となる者、または調査に協力または関与するすべての関係者の権利を尊重しなければなりません。

次の原則が適用されます。

- 個人の権利および機微な個人データの保護
- 内部調査の影響を受けるすべての関係者に対する、公平かつ敬意を持った対応
- 無罪推定の原則および意見を述べる権利の尊重

すべての調査措置および結論における、客観性、迅速性、均衡性、公平性の確保

7 外部通報窓口

内部通報者は、Schaeffler の通報チャンネル、または腐敗防止機関や警察などの外部機関を通じて問題を報告することができます。指定された外部通報窓口が設けられている国については、本内部通報ガイドランスの国別付録を参照してください。

ただし、Schaeffler は、職場および事業上の問題に対する深い理解と、報復からの強力な保護を提供する社内通報チャンネルを、優先的に利用することを推奨します。

通報を提出する前に質問がある場合は、Compliance Forensics & Investigations 部門 (investigations@schaeffler.com) または各地域のコンプライアンス担当者までお問い合わせください。